

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県規則第二十三号**

**広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則**

広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

**別表第一（第3条関係）**

各専攻コース共通の教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計		計
	講義 実験 演習	実習	講義 実験 演習	実習	講義 実験 演習	実習	
くらしと経済			15		15	0	15
くらしと法律			15		15	0	15
情報処理	15				15	0	15
資格取得ゼミ	30		15		45	0	45
日商簿記取得ゼミ	45				45	0	45
農業技術検定取得ゼミ	15				15	0	15
ビジネスリーダー	15				15	0	15
特別活動	15		15		30	0	30
教養科目小計	135	0	60	0	195	0	195
農業組織論			15		15	0	15
農業政策論			15		15	0	15
農業概論	30				30	0	30
農業経営	15				15	0	15
マーケティング論	15		30		45	0	45
農業簿記	30				30	0	30
営農設計と分析			45		45	0	45
環境と農業	15				15	0	15
土壌学	15				15	0	15
農産物加工	15		15		30	0	30
生活経営			15		15	0	15

農業機械と利用	30	45				30	45	75
先端農業機械論	15					15	0	15
就農実践ゼミ	15					15	0	15
専門共通科目小計	195	45	135	0	330	45	375	
合計	330	45	195	0	525	45	570	

③ 総額11中

「土壌分析と施肥設計 販売実践 病害虫と雑草 農学実験 園芸共通科目小計	30	45	45	15	45	30	0	30
						0	90	90
						45	0	45
						30	0	30
	75	45	105	45	180	90	270	

㊦

「土壌分析と施肥設計 販売実践 病害虫と雑草 農学実験 園芸共通科目小計	15	45	45	15	45	15	0	15
						0	90	90
						45	0	45
						30	0	30
	60	45	105	45	165	90	255	

㊧

「合計	165	675	285	720	450	1395	1845	
「合計	150	675	285	720	435	1395	1830	

㊨㊩

㊪㊫

④ 総額11中 「果樹コースの教育科目及びその時間数」 ㊬ 「落葉果樹コースの教育科目及びその時間数」 ㊭

「土壌分析と施肥設計 販売実践 病害虫と雑草 農学実験 園芸共通科目小計	30	45	45	15	30	0	30
					0	90	90
					45	0	45
					30	0	30
	75	45	105	45	180	90	270

㊮

「土壌分析と施肥設計 販売実践 病害虫と雑草 農学実験 園芸共通科目小計	15	45	45	15	15	0	15
					0	90	90
					45	0	45
					30	0	30
	60	45	105	45	165	90	255

㊯

果樹専攻科目小計	90	630	180	675	270	1305	1575
合 計	165	675	285	720	450	1395	1845

を

落葉果樹専攻科目小計	90	630	180	675	270	1305	1575
合 計	150	675	285	720	435	1395	1830

に改める。

別表第四中

家畜繁殖生理	30	105	135	0	135	
--------	----	-----	-----	---	-----	--

を

家畜繁殖生理	15	105	120	0	120	
--------	----	-----	-----	---	-----	--

に

合 計	195	645	300	705	495	1350	1845
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

を

合 計	180	645	300	705	480	1350	1830
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

に改める。

別記様式第三号中「年度入学」を「( ) 課程 ( ) 専攻コース ( ) 学年」に改める。

別記様式第四号から別記様式第六号までの様式中「学生 課程 ( ) 専攻コース ( ) 学年 ( )」を「( ) 課程 ( ) 専攻コース ( ) 学年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現在在学する学生でこの規則の施行の日前に入学したものの所属する本科に係る教育科目及びその時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術大学校規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。